

判決年月日	平成19年5月31日	担当 部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成18年（行ケ）10428 号		
○名称を「一体成型によるブラジャーの構造」とする考案について、考案の要旨の認定に誤りがあるとして、審決を取り消した事例。			

（関連条文）実用新案法3条2項

名称を「一体成型によるブラジャーの構造」とする考案について、審決は、本件考案の「一体成型」との文言につき、「各々一つのものとして形づくられている」ことに加え、「貼合するだけでブラジャーとなる程度に、カップ部がカップ状に成型されている」ことを意味しているとして、本件考案の要旨を認定し、これを前提に、考案の容易想到性等を否定する旨の判断をした。

これに不服の原告が、本件訴訟を提起して、審決の上記考案の要旨の認定に誤りがある等とする取消事由を主張した。これに対し、本判決は、本件考案においては、外カップ層の構造について、カップ部と背帯とが一体成型されたものであること、内綿層の構造について、カップ部と背帯とが外カップ層の外形に対応するように一体成型されたものであること、及び、これらの接合構造について、高温でプレスされて緊密に貼合されているものであることを特定するにとどまり、それ以上の事項は特定していないというほかないから、審決は、本件考案の要旨の認定を誤ったものであり、原告の取消事由の主張に理由があるとした上、特許庁は、判示された本件考案の要旨を前提として、改めて無効審判請求人たる原告主張の無効理由の有無について審理すべきである、と説示して、審決を取り消した。